

6 土第137号  
令和6年6月12日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

業務委託の低入札価格調査制度及び最低制限価格  
制度における算定式等の見直しについて（通知）

県発注の建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、厳格な運用に努めているところですが、この度、国土交通省の基準が見直されたことから、低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格を次のとおり見直すこととしましたので通知します。

なお、貴職におかれましてはこの趣旨を十分に御理解の上、貴団体会員に対して周知をお願いします。

1 改正内容

業務委託の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査基準価格（最低制限価格）の算定式及び適用範囲の改正

2 適用時期

令和6年7月1日以降に入札公告又は指名通知するもの

3 訂正事項

別添「新旧対照表」のとおり

4 県ホームページURL（建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ）

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

愛媛県土木部土木管理局土木管理課  
契約・建設業グループ  
TEL：089-912-2643（係直通）

○愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱 新旧対照表

改正後							改正前						
附 則													
1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。													
2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。													
別表1 最低制限価格の算定方法							別表1 最低制限価格の算定方法						
業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)	業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	-	10分の6	10分の8.2	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	-	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8.1	土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.3を乗じて得た額	10分の6	10分の8

地質調査 業務	直接調 査費の 額	間接調 査費の 額	解析等調査 業務費の額 に 10 分の 7.5 を乗じて 得た額	諸経費の額 に <u>10 分の 4</u> を乗じて 得た額	3 分 の 2	1 0 分の 8.5
補償関係 コンサル タント業 務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に 10 分 の 7 を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に <u>10 分の 4.5</u> を乗 じて得た額	1 0 分の 6	<u>1 0 分の 8.1</u>

上記表の①から④までに掲げる額の合計に 1.1 を乗じた額  
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得  
た額を下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、  
予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格  
に⑥を乗じて得た額を、最低制限価格とする。

地質調査 業務	直接調 査費の 額	間接調 査費の 額	解析等調査 業務費の額 に 10 分の 7.5 を乗じて 得た額	諸経費の額 に <u>10 分の 3.8</u> を乗じて 得た額	3 分 の 2	1 0 分の 8.5
補償関係 コンサル タント業 務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に 10 分 の 7 を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に <u>10 分の 4</u> を乗 じて得た額	1 0 分の 6	<u>1 0 分の 8</u>

上記表の①から④までに掲げる額の合計に 1.1 を乗じた額  
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得  
た額を下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、  
予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格  
に⑥を乗じて得た額を、最低制限価格とする。

○愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱 新旧対照表

改正後							改正前						
<p><u>附 則</u></p> <p>1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。</p>													
別表1 調査基準価格の算定方法							別表1 調査基準価格の算定方法						
業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)	業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額	-	10分の6	10分の8.2	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の3.8</u> を乗じて得た額	-	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	10分の6	<u>10分の8.1</u>	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	諸経費の額に <u>10分の5</u> を乗じて得た額	10分の6	<u>10分の8</u>
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.5</u> を乗じて得た額	10分の6	<u>10分の8.1</u>	土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に <u>10分の7</u> を乗じて得た額	一般管理費等の額に <u>10分の4.3</u> を乗じて得た額	10分の6	<u>10分の8</u>

地質調査 業務	直接調 査費の 額	間接調 査費の 額	解析等調査 業務費の額 に 10 分の 7.5 を乗じて 得た額	諸経費の額 に <u>10 分の 4</u> を乗じて得 た額	3 分 の 2	1 0 分の 8.5
補償関係 コンサル タント業 務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に 10 分 の 7 を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に <u>10</u> 分の <u>4.5</u> を乗 じて得た額	1 0 分の 6	<u>1 0</u> 分の <u>8.1</u>

上記表の①から④までに掲げる額の合計に 1.1 を乗じた額  
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得  
た額を下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、  
予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格  
に⑥を乗じて得た額を、調査基準価格とする。

地質調査 業務	直接調 査費の 額	間接調 査費の 額	解析等調査 業務費の額 に 10 分の 7.5 を乗じて 得た額	諸経費の額 に <u>10 分の</u> <u>3.8</u> を乗じて 得た額	3 分 の 2	1 0 分の 8.5
補償関係 コンサル タント業 務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に 10 分 の 7 を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に <u>10</u> 分の <u>4</u> を乗 じて得た額	1 0 分の 6	<u>1 0</u> 分の <u>8</u>

上記表の①から④までに掲げる額の合計に 1.1 を乗じた額  
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得  
た額を下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、  
予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格  
に⑥を乗じて得た額を、調査基準価格とする。

○低入札価格調査に関する入札・契約事務手続要領（業務委託） 新旧対照表

改正後							改正前						
別紙  <u>(R 6 . 7 . 1 ~)</u>  入札参加者の皆さんへ  低入札価格調査方法について（業務委託）  省略  (1) 調査基準価格について 調査基準価格については、次の計算式により予め設定されています。 なお、調査基準価格は契約締結後に公表することとしています。							別紙  <u>(R 6 . 2 . 28 ~)</u>  入札参加者の皆さんへ  低入札価格調査方法について（業務委託）  省略  (1) 調査基準価格について 調査基準価格については、次の計算式により予め設定されています。 なお、調査基準価格は契約締結後に公表することとしています。						
業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)	業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2	測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に <u>10分の3.8</u> を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	<u>10分の8.1</u>	建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	<u>10分の8</u>

土木関係 建設コンサル タント業務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に10分 の7を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.5を 乗じて得た 額	1 0 分の 6	<u>1 0</u> 分の <u>8.1</u>
地質調査 業務	直接調 査費の 額	間接調 査費の 額	解析等調査 業務費の額 に10分の 7.5を乗じ て得た額	諸経費の額 に10分の 4を乗じ て得た額	3 分 の2	1 0 分の 8.5
補償関係 コンサル タント業 務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に10分 の7を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.5を 乗じて得た 額	1 0 分の 6	<u>1 0</u> 分の <u>8.1</u>

上記表の①から④までに掲げる額の合計に1.1を乗じた額  
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を  
下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥  
を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に⑥を乗じて得た額  
を、調査基準価格とする。

土木関係 建設コン サルタン ト業務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に10分 の7を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に10 分の4.3を 乗じて得た 額	1 0 分の 6	<u>1 0</u> 分の <u>8</u>
地質調査 業務	直接調 査費の 額	間接調 査費の 額	解析等調査 業務費の額 に10分の 7.5を乗じ て得た額	諸経費の額 に10分の 3.8を乗じ て得た額	3 分 の2	1 0 分の 8.5
補償関係 コンサル タント業 務	直接人 件費の 額	直接経 費の額	その他原価 の額に10分 の7を乗じ て得た額	一般管理費 等の額に10 分の4を 乗じて得た 額	1 0 分の 6	<u>1 0</u> 分の <u>8</u>

上記表の①から④までに掲げる額の合計に1.1を乗じた額  
ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を  
下回る場合にあつては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥  
を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に⑥を乗じて得た額  
を、調査基準価格とする。